

韓国と日本の家族についての一視角

—— 崔在錫著『韓国農村社会研究』をめぐって ——

はつ どり たみ お
服 部 民 夫

はじめに

韓国の農村研究者や家族研究者には、日本や中国との比較によって韓国自身の姿をより明確に認識する、という比較の観点から分析を進めている研究者が少なくない。評者が最近目を通した金宅圭教授の論文「韓国の血縁慣習に対する一考察」(注1)や李光奎教授の『韓国家族の構造分析』(注2)などもそのような視点をもっており、本書もまた比較という方法を援用している。比較という方法を採る場合、とくにそれが異なった社会間の比較である場合には「実態」と「規範」との混同がみられることがある(注3)。「実態」と「規範」は強い関連をもつものではあるが、しかしながら両者はイコールではもちろんない。本稿においては、崔教授の新著の内容を紹介し、そのうち著者の論理展開と関連させつつ比較という問題に関する若干のスケッチを試みてみたい。

(注1) 嶺南大学校『東洋文化研究』第16輯 1975年。

(注2) 一志社 1975年。

(注3) 『アジア経済』第16巻2号(1975年2月)掲載の拙稿「日本・朝鮮における同族概念の比較試論」で評者も同様の誤りをおかしている。拙稿において韓国の家族の養子取養をとりあげ、若干の例外を除いて異姓不養であると述べたが、ソウル大学校朴秉濤教授は李朝時代の庶民階層には異姓取養の事例がかなりあることを立証している。同氏「異姓継後の実証的研究」(『韓国法制史攷』法文社 1974年)参照。

I

本書の著者である崔在錫教授は韓国農村の社会学的研

究を最も精力的に行なっている学者の一人である。1975年に出版された本書は、全体で600ページを超える大部なものであり、崔教授の20余年にわたる研究の現時点での集大成といってもよいだろう。目次を紹介しておく、地域集団、家族集団、同族集団と親族、利益集団、水利集団、農村階層、班常関係とその変動、農村の権力構造、という8章から構成されている。この章別編成からみて、著者は本書が韓国における農村社会研究の一つの基準書となることを狙っているように思われる。少しうがった見方をするならば、日本の農村社会学界の古典である故鈴木栄太郎教授の『日本農村社会学原理』に匹敵する位置を著者は狙っているのではなかろうか。それほど気迫のこもった示唆に富む力作である。

本稿では、主として最初の3章を中心に論じることにする。その理由は本書があまりに包括的であって評者の力量が及ばない、ということ、そしてまた評者の主たる関心が前半部分にある、という点によっている。

II

第一章(地域集団)においては著者はアメリカにおける地域集団研究史を忠実にトレースしたあと、韓国農村を研究する際に基本的な単位は何かを自問し、〈部落〉とかくマウル〉と呼ばれる「明確な独立性をもち、農村の人々の殆んど全部の日常生活がその下に営まれている一定した地域」(55ページ)が存在することを認め、それを「自然部落」と呼んでいる。それは「農民達の一つの自足的な生活圏であると同時に独立的であり統一された組織体を成している地縁集団」(56ページ)であり、「ある一定地域における独自の生活規範(社会意識)が存在し、この規範はその一定地域に存在する人達の行動を自足的に相互制約をなしている」(60ページ)ような範域で

ある。この規定は故鈴木教授の「自然村」という概念ときわめて類似している、と読者は気づかれるであろう。ではなぜ崔教授は「自然村」という概念の適用を慎重に避けて「自然部落」という概念を使用したのだろうか。

著者は韓国の「自然部落」が日本の「自然村」と多くの共通点を持ちつつも、いくつかの差異があると指摘している。しかし著者の概念区別の最大の理由は、鈴木教授が彼の朝鮮研究において、幾分かの相違を認めながらも朝鮮の村落を「自然村」と規定し(註1)、日本研究から導き出された概念をそのまま適用した、という研究態度に対する批判にある。著者は「日本の歴史的事実を分析し、その中から得た概念をいくら類似点が多いとしても、これを韓国の歴史的事実にそのまま適用したということは、いささか性急な態度ではなかろうか」(56~57ページ)と批判し、「日本の村落の類型である<自然村>を歴史と伝統が異なる韓国の村落にそのまま適用して、同一の意味を附与するという態度を妥当とは見なせない」(71ページ)と論評している。著者のこの慎重な態度に評者は全面的に賛意を表したい。かつて評者も鈴木教授の朝鮮研究における「自然村」という概念を日本におけるそれと比較し、この概念のそのままの形での朝鮮研究への適用に疑問符を打ったことがある(註2)。鈴木教授の朝鮮研究は自らが『日本農村社会学原理』で付した「日本たるべき事」という限定を論理的な考察を省いて朝鮮に適用したとき、方法論的に大きな疑問を残したといえる。崔教授も述べているが、鈴木教授もまた研究対象の民族的、歴史的個性を強調していた。したがって、鈴木教授の著書はあくまで『日本農村社会学原理』であって、一般的な意味における『農村社会学原理』ではない。自ら課した「日本」という限定の持つ決定的ともいえる重さを計りそこねてしまったとき、鈴木教授の朝鮮研究は急速にその輝きを失わざるをえなかったのである。鈴木教授の方法論が厳格に社会科学的であればあるほど、そこにおいて形成された概念の適用にはより慎重な態度が必要だったはずである。崔教授のこの指摘は外国研究を志す者の態度を厳しく糾すものであろう。

著者は農村社会分析の基本的単位を「自然部落」としたが、もう一つの基本的単位は家族である、とする。著者は家族集団について、農村家族の権力構造、役割構造、機能に分けて論じている。権力構造(権力構造という術語は power structure の韓国語訳であるが、評者は家族の問題を論じる場合に権力という術語は強すぎるようにも思う。権限とした方が適切ではなかろうか。しかし本

稿では原文——韓国語に従っておく)に関しては、韓国の11部落から夫婦家族、二代有配偶家族、三代有配偶家族、計391家族を分析の対象として、その代表権、管理権、決定権に関する調査結果を基礎として論理を展開している。それによれば、韓国の家族はその権力の構造からみて、夫婦家族は「自律的男優位型」(autonomic husband-dominant type) (111ページ)、直系家族においては「自律的家長優位型」(autonomic family-head-dominant type) (116ページ)である、とする。著者は後者の場合における権力移動を家族周期に関連させて多少論じている。しかし、権力移動の問題をいま一步踏み込んで論ずれば、よりおもしろい結果が得られるのではなかろうか(後述)。農村家族の役割構造については、家事活動、育児、経済活動について夫婦家族、直系家族に分けて論じている。農村家族の機能に関しては、慶尚北道2カ所、忠清南道、全羅南道各1カ所の計4部落について解放前と後を比較しながら論じている。

次に第3章では同族集団と親族について論じられている。韓国社会の構造を理解するためには同族集団の研究が不可欠であることは周知のとおりであり、著者はこの分野の研究の第一人者でもある。著者によれば、同族集団とは「父系の親族集団であって、形式的には同祖意識をもつ同姓同本の男系親族を指称」(196ページ)するものである。評者は以前、日本と韓国の術語としての同族概念は峻別されるべきであることを提唱したが(註3)、本書では「同族部落」と「同姓部落」との区別、「門中」と「宗親会」との区別の必要という新たな概念区別が説かれている。前者の区別の規準は同族としての集団的行動の有無であり、後者の規準は地域的な限界の問題と、機能の問題である。この点についても後述する。

本書の同族集団分析ではまずその結合範囲が論じられている。著者によれば同族集団には6種類の結合の範囲があるという。つまり、(1)分家した兄弟の集団、(2)高祖を共同祖上とする範囲の同族、(3)部落を範囲とする同族、(4)郡一門を範囲とする同族、(5)派祖を中心とするその子孫により構成される同族、(6)姓と本を同じくする同族、である。この中でも(2)、(3)の同族集団が最も中核的な集団であるという(208ページ)。次に、同族集団の組織と機能に関しては、慶尚南道の河東鄭氏の同族集団をその分析対象とし、その結果をもとに論議を展開している。

著者は韓国の同族は何よりも祭祀集団である、という。つまり「同族は共同の祖上に対する祭祀をその中心的結合契機として結びあわされている集団」(258ページ)で

ある。それゆえに同族集団の財産は生活の相互扶助のためや、貧困な同族員の援助に利用されることはなく、主として墓祭とこれに関連する事業に使用されるのである。このように同族が何よりも祭祀集団であるために、生活集団としての機能はきわめて稀薄である。農業生産のために同族間で共同作業を行なうようなことはほとんどないし、慶弔時の扶助や共同も限られた狭い同族に限られている。「韓国の同族は生産の集団でないことは勿論であり、日常生活の協同や相互扶助の機能面はそれほど明瞭ではない」(268ページ)。同族のいま一つの大きな機能は祖上の社会的地位の世襲であり、そのために社会的地位の象徴である神道碑・九忠閣・孝子碑や族譜などの発行に同族の財産は使用されるという。以上のように、調査の結果によれば、という限定付きではあるが、韓国の同族の本質的な機能は、①祭祀の機能、②社会的地位の世襲ないしは維持の機能であり、経済的協同機能やその他の機能は派生的である、ということになる。

次に、同族の特徴を論じるにあたって、著者は日本と中国のそれを比較のために援用している。東洋社会の理解には韓・日・中の3カ国の検討が必要であり、そのことによって相互の類似と差異が明らかになるとする。同族の構成に関してはまず非血縁者が同族集団の一員とはならない、という点で韓・中は一致し、日本は異なる。したがって前者は一種の clan または lineage であり、日本の同族はそうではない、という。第2に婿養子をメルクマールとして、男系原理は韓国において最も徹底的に貫徹されており、日本において最も弱い。このことは禁婚の範囲の広狭によっても説明される。第3に、同族集団への帰属の人為性という点で日本が最も人為的であり、韓国が最も運命的である。第4に地縁性の問題では日本が最も強く、韓国が最も稀薄である。第5には日本の同族は生活集団として機能するが、韓・中においてはそうではない、等々である。次に同族結合の中心に関しては、日本は長嫡子の相続原則があり、また単独相続であるために本・分家が明確でかつ経済的基礎も安定し、中国のそれは本家中心主義がなく、また相続も均分であるので族長は世代主義によって決められ、それゆえ中心が安定しない。この両国に対して韓国は直系主義と世代主義という二つの結合原理をもっているために、宗家と族長という二つの中心をもち、族長は宗家(孫)の後見人的な役割を果たしている。結局「日本の同族は農業生産を主目的とする一つの非血縁地縁集団であるのに対し、韓国と中国の同族は農業生産のための組織とは関連

がなく、主として祖上崇拜をなすための一つの血縁集団」(292ページ)である、という。また、同族の単位に関しては、日本の場合は家であるのに対し、韓国のそれは近親においては家(たとえば큰집・大きな家, 작은집・小さな家など)、遠親においては個人(族兄、族叔など)であろう、という推論にとどめている。

次に親族の機能に関しては、部落との関連を重視し、四つの類型、すなわち①部落内に父系親だけが居住している場合、②部落内に父系親と母系親または妻系親が共住している場合、③部落内に母系親または妻系親だけが居住している場合、④部落内には父系親も母系親(妻系親)もいない場合、に分けて論じられている。3部落の調査によれば、①のケースが大多数であり、その場合は社交・生産・家事協同、儀礼の関係などほとんどすべての生活機能は父系親が担当し、母系親、妻系親との間には一種の隔離現象がおこるといふ。②、③のケースでは部落内居住の親族が①のケース父系親の役割を代位し、④のケースでは儀礼的關係を除いて、部落民との関係で補充することになる、という。

第4章以下も示唆に富む分析が続くが、内容の紹介はここまでとし、少々コメントを加えてみたい。

(注1) たとえば「朝鮮の農村社会集団について」(『鈴木栄太郎著作集』第5巻 未来社 1973年)参照。

(注2) 拙稿「鈴木栄太郎『朝鮮農村社会の研究』書評」(『アジア経済』14巻10号 1973年10月)。

(注3) 拙稿「日本・朝鮮における……」参照。

III

さきに評者は韓国家族の権限移譲の問題をより突っ込んで論じてほしい、と指摘しておいたのは次のような理由からである。鈴木教授の指摘をまつまでもなく、家族の構造を論じる場合に家族周期の分析は一つの有効な視角であるが、崔教授の分析には具体的な年齢にまで触れられていない。具体的な年齢構成が明らかになれば、家族周期との関連で隠居制といった問題もその射程に入ってくるのではなかろうか。従来、韓国には隠居制が無いとされていたが(注1)、日本の隠居制に類似したものが発見されつつあるという(注2)。評者の経験でも大邱近郊の農村で80歳を越えた当主が、長男に家長の象徴であるサラン・バンを譲って、隠居屋ともいべき別棟に移っているケースを見たことがある。日本では各地に様々の形態の隠居制の存在することが報告されており、そのもつ意味は、ある時期に家長が村の公務から退き、一般的に

はそれと並行して家の実権を成人した新家長に譲り渡すことである(注3)。この時期は普通、家長が60歳前後、新家長が30歳前後といわれており(注4)、「農業経営が家族的労作経営に於て営まれているという条件において、……一つの農家内部において父を中心とする家族構成が分解し、息子を中心とする家族へ推移することを死亡によってではなく生前に卒直に認め」(注5)ることであり、農業経営への適応の一つの仕方なのである。このように日本の農家の直系家族においては、父親が60歳前後、息子が30歳前後において家族の権限の構造は大きな変化をみせることが多い。

ところで、著者の分析によれば、韓国の直系家族の権力構造は重要財産売買の決定において62.8%は父が決定権を持ち、父子合議は11.7%、子が決定権をもつものは7.2%にすぎない。また、農事分担に関しても父が56.5%であり、子は20.7%にすぎない(114ページ)。つまり、「父を最高決定者とし、性別と世代分系の伝統的な規範に立脚する……自律的家長優位型の家族」(116ページ)なのである。このような分析結果からは上述したような古い世代から新しい世代への権限の移譲という慣習化された回路を想定することはむずかしい。一方、李光奎教授の指摘のような事実も存在する。とすれば、この二つの事実はどうに結び合わせて考えればいいのか。著者により一層の具体的分析をお願いしたい。

次に同族に関してであるが、崔教授は本書197～198ページにおいて「同族部落」と「同姓部落」との概念的区別を提唱している。この新たな区別は金宅圭教授の「日本の同族部落と区別して同姓部落と呼ぶべきではないか」(注6)という提案を否定しているように思える。また一方では同族という概念が韓国と中国においては clan もしくは lineage であって、日本のものとは異なるという指摘もある。そのうえ、韓国の同族と日本の同族とはその様相を異にするということは著者の分析において明らかである。とすれば、崔教授は金教授の提起をどう受け取っておられるのだろうか。金教授の提起に対する正当な回答なしに、新たな概念区別を設けるのはいかなるものであろうか。崔教授が鈴木栄太郎教授の概念適用に関して実に慎重に、かつ厳格に概念の区別をされているだけに、明確な概念区別とその適用を評者は期待したい。再言するならば、崔教授の詳細な分析によって、結合の原理、組織原理、そして機能において両国の同族には顕著な相違があることが明らかであるにもかかわらず、学術上同一概念で呼ばねばならない理論的な根拠はどこに

あるのだろうか、ということである(注7)。

第3に同族の構成単位は近親においては^가 (家)であり、遠親においては個人である、という推論に関してであるが、もしそうならば同族の中心部と周辺部で構成単位が異なることになる。これは^{근집}、^{차근집}という表現を重視しすぎている結果なのではあるまいか。評者には結合の中心を宗家というよりは宗孫であると考えた方が正確なのではないか、と思える。そうでなければ、祭遷という個人の世代を問題とする儀礼の意味がうまく説明できないのではなからうか(注8)。また、構成単位を個人と考えなければ、著者の同族集団の概念規定ともなじまないように思う。このような同族の構成単位の相違という問題は、韓国と日本の家族構造の問題とも密接な関係を持っていると思われる。

(注1) 鈴木栄太郎 前掲論文 76ページ。

(注2) ソウル大学校李光奎教授のご教示による。李教授は隠居制類似の制度を慶尚道を中心に精力的に調査されている。

(注3) 竹田且『民俗慣行としての隠居の研究』未來社 1964年 7ページ。また、大間知篤三「隠居家族制について」(『著作集』第1巻 未來社 1975年 288--293ページ)参照。

(注4) 中尾英俊「都市近郊における農家相続——福岡県青柳村水田地帯の事例——」(『農業総合研究』7巻2号 1953年 211ページ)。また、中村治兵衛「農地相続をめぐる問題」(『農業総合研究』6巻1号 1952年 119--120ページ)。

(注5) 中村 同上論文 129ページ。

(注6) 金宅圭「東アジアの同族共同体・韓国——いわゆる同族部落をめぐる若干の覚え書」(『講座家族』第6巻 弘文堂 1974年 58ページ)。

(注7) 拙稿「日本・朝鮮における……」で評者は朝鮮においては同姓集団もしくは同姓族という術語の使用を提唱した。72ページ。

(注8) 祭遷に関しては本書 232ページ、また拙稿 同上論文 70ページを参照されたい。

IV

冒頭でも指摘したように、比較が行なわれる場合、類型化されるために極端にながれる場合や理想型が比較の一方として論じられる場合がままあるように思われる。本書において崔教授は日本の直系家族においては長子の独占相続が一般的であったということを前提として論理

を組み立てているように思われるが、はたして実態はどうであったのだろうか。若干の資料でもって検討してみよう。理想的に言えば時系列に沿って資料を提示することが望ましいのであるが、手持ち資料の関係から二つの時点に限られざるをえない。まず戦後の例から見てみると、昭和37年(1962年)と43年(1968年)に大規模な全国調査が行なわれている。それによれば、長男があとつぎになっている場合が各々66.5%、65.7%であり、非長男子が9.8%、10.0%であり、養子が9.9%、8.6%であった(注1)。この調査が一人息子の場合も長男に算入されているので、長男以外の相続比率はもっと高いと思われる。このデータによれば、長男相続が全体の3分の2程度であることが知られる。次に時代をさかのぼって江戸時代の資料をみてみよう。大竹秀男教授の分析した畿内摂州八部郡花熊村の資料によれば、天明8年～寛政6年(1788～94年)および天保1年～慶応3年(1830～67年)の当村の全家相続のデータが与えられている。この125事例のうち、男子の相続は88件であり、そのうち長男は43件、通例養子が8件、掣養子が13件、入夫養子が8件、次三男が4件、父・兄・弟が合わせて10件、その他となっている(注2)。もちろん、この1村の事例だけですべて推し測ることはできないが、実態からみて長子相続制が確立していたとは見なしがたい。大竹教授は「嫡出長男子は推定相続人たるの地位を占めたと解してよからう」(注3)としながらも「家相続の実際は……筋みちとしては家系を継続する者に家産を承継せしめたものと解される」(注4)とし、その後の著作においては「一層明瞭に「すぐ家系を担当できる能力に基準をおいて後継を決定する」(注5)とさえ論じている。

一方、農家相続を経済学的に分析した小林茂教授は、日本の農民家族が基本的に小農経済に立脚している点に注目し、農家の家族構成が一方では農家の所得経済を規定し、同時に他方では消費経済をも規定しているとする(注6)。ところで、所得経済を規定する家族労働力の大きさの変化と、消費経済を規定する消費の大きさの変化とは、農民家族の発展に従ってその動きを異にしている。したがって、「農家の家族構成上の変動は、その農家経済における所得経済と消費経済との均衡状態を内部から切崩し、さらに新しい均衡状態へと発展させ、またそれを内部から打ち崩すという運動を連鎖させる」(注7)ことになる。この変動は「農家の所得経済能力(生産能力)が最高に昂揚する時期と家族の消費の大きさが最小に縮小する時期とが重なり、逆に所得経済能力が最底に下落

する時期と消費が最大にまで拡大する時期とが重複する」(注8)まさに「総額の15は貧乏の峠、末子の15は栄華の峠」(注9)である。このように、農家家族周期の波が農家相続を一つの節として連結されているのである。このような経済的分析の結果、小林教授は長男の単独相続の必然性と、次三男の他出、女子の婚出にあたっての婚資準備等が何らの矛盾もなく並存し、「そのためには何も家族制度を云々する必要はない」(注10)とまで述べている。

さて、以上の検討から、一方には長男の単独相続が必然的であるという見解が存在し、そのうえ日本の家族は長男の単独相続であるとする通念も存在する。また一方には必ずしもそのようには言えない実態がある。ではこのような相反する見解の存在をどのように論理的に理解すればよいのだろうか。その手がかりを得るために大竹資料を再び検討してみよう。

ここで掲げられている125事例のうち、父親から長男へ相続がなされたケースは41件(32.8%)である。次に当主から通例養子・掣養子への事例が22件(17.6%)、当主から妻へが17件(13.6%)、当主から兄弟へが7件(5.6%)、入夫が同じく7件、その他の事例はすべて5%以下である。年齢関係不明分を除けば、父親→長男の事例のうち、父親存命中に隠退という形で相続がなされた事例はわずか13件、死亡によるものが26件である。つまり、家族周期がきわめて順調に展開して、父親存命中に相続が行なわれたものは10%強でしかない。この場合の平均相続年齢は父が65.7歳、長男が32.1歳であり、その年齢差は33.6歳である。一方、死亡による場合は父親が59.6歳、長男22.7歳であり、その年齢差は36.9歳である。隠退の場合と比較して父が5.1歳、長男が9.4歳若くなっており、年齢差は逆に3.4歳開いている。このことから次の推定が許されよう。つまり死亡による相続の場合は、長男子を得る時期が遅れ、かつ父の死亡が比較的早かった、と。つまり順調な家族周期からみると少なくとも二つの点で問題があったと見られる。次に通例養子・掣養子の場合には66.1歳、32.5歳となり、その年齢差は33.6歳となる。この年齢関係が父親→長男相続の隠退の事例にきわめて近似していることは注目に価する。当主→妻の事例が3番目に多いが、この場合は早かれ遅かれ別の形の相続が行なわれるであろう。兄弟相続の場合も、家族周期が順調な転向をした結果とは考えられない。このように見るならば、隠退による父親→長男相続以外はいずれにせよ家族周期の運動の途中に生じた支障に対する対応が種々の形態で現われたものと見なすことができるの

ではなからうか(注11)。

次に、昭和43年の調査をみると、詳しい分析がなされている5地点(1地点はきわめて都市化の進んだ地点なので除外する)、100の事例についてみると、長男相続が74事例、非長男相続が10事例、養子が5事例、その他となっている。長男相続のうち、隠退によるものが50事例、死亡が24例で、前者の年齢関係は平均61.7歳、32.6歳、年齢差は29.1歳であり、後者の年齢関係は68.1歳、37.6歳、年齢差は30.5歳である。この資料では大竹資料とは逆に年齢が高くなっている。ただ、この後者を詳細にみると、平均値では相殺されてしまうが、相当なバラツキがあることが理解される。また非長男相続の平均年齢差は、二男～四男までの例がありながら35.6歳である。この年齢差から考えると、長男相続をするためには家族周期の回転が早く始まりすぎ、その回転を非長子相続によって調整したのではないか、と思われる。

以上のような検討から次のような推定が許されるのではなからうか。すなわち、日本の農家が直系家族の形態をとりつつ家族労作経営を行なうとすれば、家族の年齢関係、構成員の面から考えて、想定された家族周期が円滑に運動した場合は長男が相続を行ない農業経営を引き継ぐことが理想でもあり、また合理的でもある。日本の家族が長子単独相続であるとする考え方はこの理想に由来する。ところが、この理想は現実によってしばしば打ち崩される。予期されない時点で家族周期が停止した場合、その家の構成員、年齢関係からみて、従来の家族周期と最も近似した形で問題の解決が計られる傾向があるように思える。大竹資料における養子・継養子の相続における年齢関係が長男・隠退の事例と近似していること、年少の息子がいる場合には妻が仲継的に相続をなしている事例が多いこと、そして非長男相続の場合であっても相続者と被相続者の年齢関係は長男の場合のそれと大差がないことなどから以上のように言おうと思う。換言すれば、家族周期の回転が予期せぬ事態によって停止したとき、その回転を維持する方向で対応措置がとられるために被相続者と相続者との関係が多様な形をとって現われるのではなからうか、と。もちろん、規範の持つ拘束性を全く無視しているわけではないが、ただここにおいて評者は規範が規範として貫徹しえない状況のもとでの対応、また相続者が多様な続柄を実態として示していることの一つの合理的な説明を意図している。

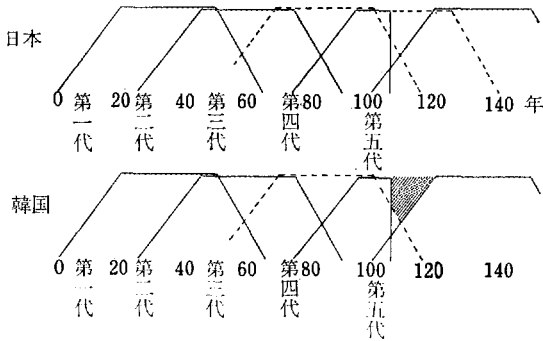
以上のように考えられるとすれば、日本の直系家族を運動という観点から《状況拘束的》とさしあたり形容で

きるのではなからうか。つまり、家族周期の回転が予期せぬ時点で停止したとき、その停止時点の状況に応じて想定された家族周期を維持する方向で解決が計られる傾向がある、という意味である。

では韓国の場合はどうであろうか。本書においては韓国の伝統的家族は直系家族であり、それを権力構造から見れば「自律的家長優位型」であるといわれている。この点だけを見れば韓国の直系家族は日本のそれとそれほど大きな差があるわけではない。しかし、それを継承・養子摂取の点から見れば両者には著しい相違がみられる(注12)。たとえば、嫡男が無い場合には養子が摂取されるが、その有資格者は若干の例外(注13)を除いて養父となる人の子と同じ輩行関係にある男子に限られるとされている。また、韓国の相続において最も重要であるとされる祭祀の相続は長嫡子が既婚後死亡した場合には二・三男以下に相続されることはなく、必ず次の世代の血縁者に引き継がれる。したがってそこには崔教授の指摘のように、直系主義と世代主義という二つの原理が派々と流れていることは明らかである。ではこのような家族の家族周期はどのように考えられるのであろうか。韓国では、家族周期が円滑に回転しなかった場合には補正の手段が厳格な規制の下にあるだけに周期の回復が困難であろうと推測される。また日本と同様に小農経営が一般的であるとすれば、経営の面の支障もまた大きいであろう。このような観点から見た両国の家族周期の概念は次の図のようになる。この概念図は、平均寿命が65歳、25歳で長嫡子を得ると仮定し、労働力の面からみると、20歳で一人前となり、50歳から徐々に低下するとしている。また世代の継承という点からは、第2代には男子が無く、第4代は30歳で長子を残して死亡と仮定している。

このような仮定の場合、日本の家族の対応としては、第二代に女子があった場合には継養子をとったり、女子に相続させたのちに入夫という形をとるか、最初から通例養子をとるであろう。また第4代の場合は、妻が仲継をするか、当主に兄弟があればそれに家を継がせるか、あるいは入夫をとるであろう。このように日本の場合は選択の幅、つまり自由度がきわめて高いところにその特徴がある。一方韓国の家族の場合には、第1の仮定の場合には養子をとるであろう。これは輩行・年齢関係の調整がうまくいけば日本の場合と同じことになる。ところが第2の仮定の場合は、5歳の長子の成長を待つほかない。日本の場合には可能性として埋めえた空白(斜線部分)が韓国の場合は埋めえないことになる。

む す び



このような韓国の家族は日本の家族とは異なって、その置かれた状況よりも規範に適合する方向で問題解決が計られる傾向があると言えるのではなからうか。この意味で韓国の家族をさしあたり《規範拘束的》^(注14)と形容しておきたいと思う。

(注1) 川島武宜編『農家相続と農地』東大出版会 1965年。農林省農政局『農家相続実態調査報告書』1969年、および農政調査委員会『現代の農家相続』(『日本の農業』71) 1970年などを参照。

(注2) 大竹秀男「近世末期の農村における家相続」(『神戸経済大学創立50周年記念論文集(法学編)』1953年) 316ページ。

(注3) 同上論文 318ページ。

(注4) 同上論文 310ページ。

(注5) 大竹秀男『封建社会の農民家族』創文社 1962年 228ページ。

(注6) 小林茂『農家相続の経済学的研究』成文堂 1969年。

(注7) 同上書 161ページ。

(注8) 同上書 169ページ。

(注9) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』(『著作集』第1巻) 未来社 283—284ページ。

(注10) 小林 前掲書 198ページ。

(注11) 大竹資料による限りでは、農家の持高と相続形態との関連はあまりない。

(注12) 詳しくは拙稿「日本・朝鮮における……」参照。

(注13) 3歳以下の棄児の収養は可能である。

(注14) 李朝初期の王位継承は必ずしも上述のような規範にもとづいているとは言えない。ただこの事実は儒教の伝来・浸透という問題との関連で考えられるべきであろう。

評者は日本の直系家族を《状況拘束的》、韓国のそれを《規範拘束的》とさしあたり類別して理解することを提起したが、このような提起によって従来必ずしも明らかでなかった日・韓家族の相違の一側面を解明できるのではないかと思う。従来の日・韓の比較論でしばしば言及されている日本の家族は「実態」というよりは「理念」としてのそれであった。したがって、比較という論点が十分に効果的に生かされないうらみがあった。そして崔教授の労作もまたその例外ではないように思う。もちろん理念の比較はきわめて重要であり、その必要を否定するものではない。ただ、著者の論理は徹底的ともいえる実証の上に構築されており、それだけに比較として出されている日本の家族が、論理として十分に整合的であるとはいいがたいのではないか。このことは崔教授のみにその責が帰せられるべきものではないが、実証による論理の一貫性ということを考えるならば、少し残念な気がするのである。もちろん、評者がここで紹介したわずかの事例が日本の農家相続のすべてを代表しているわけでは決していない。ここに挙げた諸事例は特異例に属するものであるかもしれない。しかし、比較という困難な問題を考える際に一つの可能性を与えてくれるように思える。すなわち、比較という観点から研究を進めようとするとき、種々のレベルでの比較が可能であろうが、いわば「対応のヴァリエーション」とでも呼べるような方法、つまり、選択の自由度の比較という方法が可能ではなからうか。このような観点を導入すれば、日・韓の直系家族の比較においてみられるような、静態的にはきわめて近似しており、しかも動態的(この場合は相続)には大いに異なった様相を示す、という一見背反的な事実が家族周期の運動という側面を通してみることによって、多少とも論理的にその点の理解が可能であり、静態的にみた場合には明確にならなかった日・韓の家族の構造的な相違の一端が明らかになるのではなからうか。本稿においては比較の方法についての一つの可能性を示すことができればそれで十分なのである。

本書はすでに何度も述べたように、韓国の農村社会研究の上で一つの基準となる力作であり、教えられるところが多い。本稿においては本書の内容紹介とともに崔教授の研究手法から触発された比較研究の一つの方法といったものを述べてみた。崔教授のご教示とご批判が頂ければ幸いである。(調査研究部)